

議案第17号

岬町国民健康保険条例の一部改正について

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月4日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

岬町国民健康保険条例（昭和35年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額」に改め、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条の6の2第1項第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第16条の7第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の12の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第

20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、所得割額及び保険料の賦課額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の15 前条の所得割額は、子ども・子育て支援納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育

- て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
 - 3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の17 第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において国民健康保険法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第19条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数に異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3若しくは第16条の14の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の8の額又は第20条第1項各号(同条第3項から第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号(同第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3、第16条の8若しくは第16の14の額

又は第20条第1項各号（同条第3項から第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第20条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項から第3項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の17」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第6項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項及び第5項を1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の16第3項」と読み替えるものとする。

第20条の3第7項の次に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の16第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に改め、同条同項第1号中「国民健康保険法施行規則第32条の10の2」を「国民健康保険法施行規則第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第

7項」に、「第16条の8」との次に「、第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第16条の6の3」との次に「、第20条第1項各号」とあるのは、「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4第9項の次に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第16条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第 6 章の規定は、令和 8 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の岬町国民健康保険条例第 1 6 条の 1 7 の規定は、令和 9 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 8 年度分の保険料については、第 1 6 条の 1 7 中「各年度において国民健康保険法第 8 2 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 5 項第 1 0 号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 5 項第 1 0 号に掲げる額」と読み替えるものとする。

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町国民健康保険条例（昭和35年岬町条例第2号）

新	旧
<p>第1条～第12条（略） （保険料の賦課額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第12条の3（略）</p> <p>(1)（略）</p>	<p>第1条～第12条（略） （保険料の賦課額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第12条の3（略）</p> <p>(1)（略）</p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。））、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者医療交付金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。））<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者医療交付金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する</u></p>
<p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。））、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者医療交付金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。））<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者医療交付金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する</u></p>

<p>育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るもの(国民健康保険除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)の額</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>第13条～第16条の6 (略) (後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第16条の3～第16条の5 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)の額</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>第13条～第16条の6 (略) (後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第16条の3～第16条の5 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
--	---

<p>(介護納付金賦課総額) 第16条の7 (略)</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に同じ。)の額</p> <p>(2) (略)</p> <p>第16条の8～第16条の12 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p>第16条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額 (第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により、子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合)については、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に同じ。次号において同じ。)の額</u></p> <p>イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>	<p>(介護納付金賦課総額) 第16条の7 (略)</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第16条の8～第16条の12 (略)</p>
---	--

費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、所得割額及び保険料の賦課額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の15 前条の所得割額は、子ども・子育て支援納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

<p>(3) <u>18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</u></p> <p>2. 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3. 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p>第16条の17 第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において国民健康保険法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p><u>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数に異動等があった場合)</u></p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3若しくは第16条の14の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特</p>	<p>第17条～第18条 (略)</p> <p><u>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数に異動等があった場合)</u></p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特</p>
	<p>額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特</p>

<p>第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合において、その前日消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 第1項から第3項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「第1子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の17」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第6項において読み替える場合を含む。)」と、第3項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第16条の6の4、第16条の9及び第16条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特</p>	<p>ずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第</p>
---	--

<p>例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「第16条第1項中「第16条第3項」とあるのは「第16条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の</p>	<p>2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と、第5</p>
---	--

<p>規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と、「第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>8. 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の16」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の16第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の6の額を超える場合には、第16条の6の額）とする（第6項に掲げる場合を除く）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の6の額を超える場合には、第16条の6の額）とする（第5項に掲げる場合を除く）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

<p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「第20条第1項各号」とあるのは、「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるの</u></p>	<p>5 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の6の3」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の6の12」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の8」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の12」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の11」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

<p>は「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第16条の14」と、第7項中「第16条」とあるのは「第16条の16」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第20条の5</u> 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p>	<p>以下（略）</p>
<p>2 <u>第16条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>以下（略）</p>

以下（略）

以下（略）